

<p>○三鷹市自治基本条例 平成17年10月1日条例第17号 <b>改正</b> 平成19年3月12日条例第3号</p>	<p>○多摩市自治基本条例 平成16年3月31日条例第1号 <b>改正</b> 平成22年3月15日条例第4号</p>	<p>○阪南市自治基本条例 平成21年6月5日条例第21号</p>	<p>○明石市自治基本条例 平成22年3月26日条例第3号</p>	<p>○流山市自治基本条例 平成21年3月30日条例第1号</p>	<p>○相生市市民参加条例 平成16年3月24日条例第12号</p>
<p><b>第3章 市議会</b> (市議会の役割、責務等) <b>第7条</b> 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。 2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。 3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。 (市議会の立法活動、調査活動等) <b>第8条</b> 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。</p>	<p><b>第4節 市議会の役割</b> (市議会の設置) <b>第8条</b> 住民の直接選挙による議員で構成された、市の意思決定機関として市議会を設置します。 2 市議会の基本事項を定めるものとして、多摩市議会基本条例(平成22年多摩市条例第4号)を定めます。 (市議会の権限) <b>第9条</b> 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有します。 2 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。 (市議会の責務) <b>第10条</b> 市議会は、その権限を行使することにより、私たちのまちの自治の発展及び市民の福祉の向上に努めなければなりません。 2 市議会は、情報を公開し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。 (市議会議員の責務) <b>第11条</b> 市議会議員は、市民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の利益を行動の指針とします。 2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、自己研鑽に努めなければならない。</p>	<p><b>第5章 議会</b> (議会の役割) <b>第10条</b> 議会は、法令で定めるところにより、住民の直接選挙によって選出された議員で構成され、住民の声を市政に反映する市の意思決定機関である。 議会は、市政の運営を監視する役割を担う。 (議会の責務) <b>第11条</b> 議会は、意思決定機関であることの責任を常に認識し、公平な判断及び長期的展望をもって意思決定に臨むものとする。 議会は、開かれた議会運営のために、その保有する情報を積極的に公開し、市民との情報共有に努めなければならない。 議会は、議決に当たっての意思決定の過程を市民に明らかにするものとする。 (議員の責務) <b>第12条</b> 議員は、前2条に規定する議会の役割及び責務を十分に認識し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 議員は、多様な住民の意思及び地域の課題を、市政に反映させるよう努めなければならない。</p>	<p><b>第2節 市議会</b> (市議会の役割、責務等) <b>第8条</b> 市議会は、市民の目線に立って、市政の重要事項を決定するとともに、市政に対する監視及び調査を的確に行い、適正な執行を確保するものとする。 2 市議会は、市民ニーズ及び地域の実情を的確に把握し、政策の立案又は提言を行うものとする。 3 市議会は、活動報告会の実施等により、議会活動について積極的に市民に情報発信するとともに、市民の意思を市政に反映するために、市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。 4 市議会は、合議制の意思決定機関であることを認識し、意思決定を行うに当たっては、十分な議論を尽くし、議員相互の自由討議によって合意形成を図るものとする。 (市議会議員の責務) <b>第9条</b> 市議会議員は、市民の代表者として、市民全体の利益を優先して行動し、市民福祉の増進に寄与するとともに、自己研鑽に努め、議員としての行動規範又は道理をわきまえ、市議会の役割、責務等が果たされるよう努めなければならない。 2 市議会議員は、市民への情報提供又は活動報告を行うとともに、市民の意見及び地域の課題を把握する等、情報収集に努めなければならない。 3 市議会議員は、政策立案能力の向上に努め、政策提案、市政調査等の権限を積極的に活用するものとする。</p>	<p><b>第7章 議会の役割</b> (議会の役割) <b>第29条</b> 議会は、市民等の意思を市政に的確に反映させるため、市長との適切な緊張関係及び健全な協力関係をもって、議会の役割を果たすものとしします。 2 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める議会の権限を最大限に行使し、市民福祉の向上に努めるものとしします。 (市民等に開かれた議会) <b>第30条</b> 議会は、市民等に開かれた運営を行うよう努めるものとしします。 2 議会は、多様な方法で市民等の問題意識を把握するよう努め、政策の立案に反映させるものとしします。 (議会の政策立案機能の充実) <b>第31条</b> 議会は、政策立案機能の充実を図り、立法活動、調査活動等を積極的に行います。 <b>第9章 責務</b> (議員の責務) <b>第38条</b> 議員は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、常に市民全体の利益を代表して議会活動に努めなければならない。 2 議員は、自らの考えを市民等に明らかにするとともに、広く市民等の声を聴き、政策の立案及び議会の運営に反映させるよう努めなければならない。</p>	

